



2006年 秋季号

財団法人 上越環境科学センター

秋も深まりすっかり紅葉の季節を迎えると思っていたところ、新潟県湯沢町では11月初旬にして既に積雪に見舞われるなど、穏やかな秋と呼ぶにはほど遠い荒れ模様となりました。さて JEC ニュース 2006 年秋季号では、労働安全衛生法等の一部改正、油汚染対策ガイドライン、亜鉛に関する排水基準の強化などその概要を紹介します。

1. 労働安全衛生法等の一部改正について

「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS)」に関する国連勧告を受け、厚生労働省では「化学物質に係る表示及び文書交付制度」の改善を図るため、労働安全衛生法等を改正し、平成 18 年 12 月 1 日から施行することになりました。この「表示及び文書交付制度」は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物等を譲渡・提供する際に、化学物質等の情報を表示・文書 (MSDS 等) の交付により相手方に知らせ、職場における化学物質管理を促進し、化学物質等による労働災害を防止する制度です。改正法では、表示・文書交付の対象範囲に「危険を生ずるおそれのある物」を追加し、さらに上述の国連勧告に対応して表示及び文書交付制度を改善しています。

< 改正の概要 >

	改正前	改正の内容	改正後
対象範囲	有害物	規制対象の拡大 危険物の追加 (平成 18 年政令第 331 号)	危険物 及び有害物
対象物質	表示 : 91 物質 文書交付 : 637 物質 物質ごとに規定される「裾切値」以上の量を含有する製品について、表示・文書交付の対象となります。	対象物質の追加 エチルアミン (表示) 過酸化水素 (表示) 次亜塩素酸カルシウム (表示・文書) 硝酸アンモニウム (表示・文書) ニトログリセリン (表示) ニトロセルローズ (表示・文書) ピクリン酸 (表示) 1,3-ブタジエン (表示) (平成 18 年政令第 331 号)	表示 : 99 物質 文書交付 : 640 物質 物質ごとに規定される「裾切値」以上の量を含有する製品について、表示・文書交付の対象となります。
記載項目	・製品名 (成分及び含有量) ・有害性情報 ・貯蔵又は取り扱い上の注意 ・氏名 (法人名)、住所	記載項目の追加 ・ 標章 : 絵表示を表示 ・ 注意喚起語 : 「危険」又は「警告」 ・ 危険性情報 : 人体に及ぼす作用・安定性及び反応性 ↓ <u>JIS Z 7251 に従って記載する</u> ・表示する者の 電話番号 (平成 18 年厚生労働省令第 185 号) (平成 18 年厚生労働省告示第 619 号)	・製品名 (成分) 含有量の記載は不要 ・ 標章、注意喚起語  ・有害性情報、 危険性情報 ・貯蔵又は取り扱い上の注意 ・氏名 (法人名)、住所、 電話番号

下記の製品及び一般消費者の生活に用いられる製品は、改正法の対象ではありません。

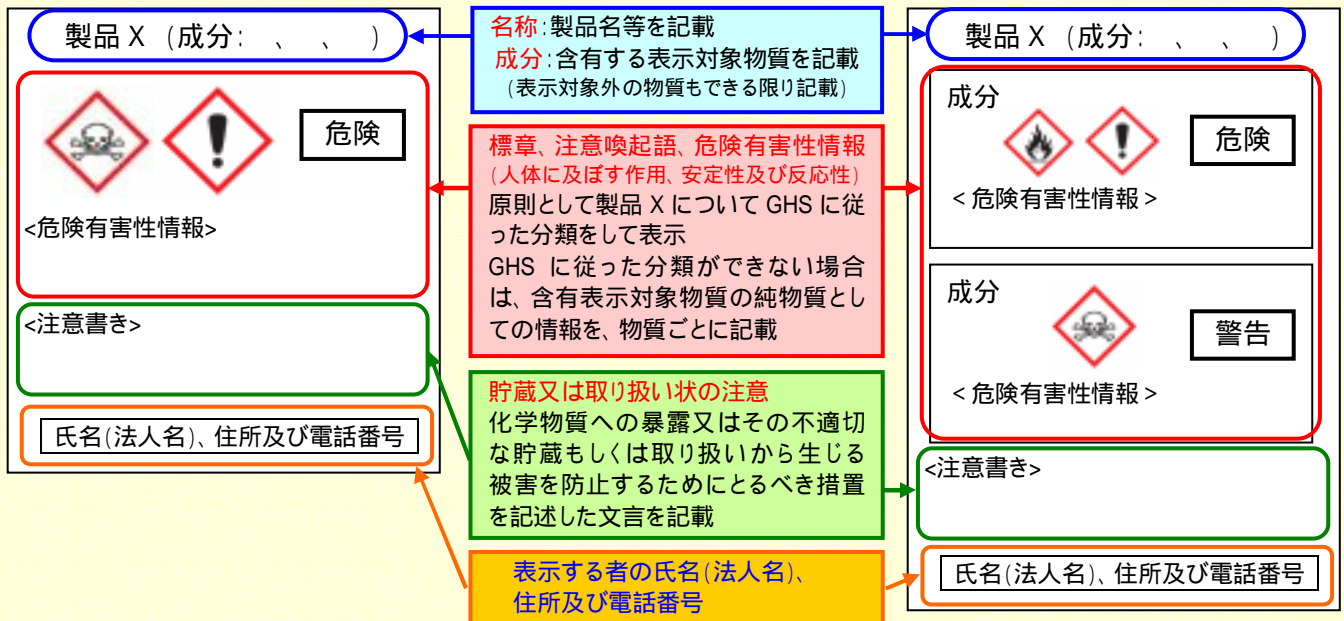
薬事法で定められている医薬品・医薬部外品及び化粧品 農薬取締法に定められている農薬
労働者による取り扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
対象物が密封された状態で取り扱われる製品

表示対象物質を混合して製造された製品の場合、表示方法は次のようになります。

<表示方法例> 表示対象物質、及びそれ以外の成分を混合し、製品 X を製造した場合

製品 X について GHS に従って分類
を行う場合

製品 X について、GHS に従った分類が
できない場合(成分ごとに表示する場合)



改正法の経過措置

- (1) 表示・文書交付の対象となる裾切値が 1%未満となる物質の取り扱い
表示・文書交付対象物質のうち、裾切値(当該物質の含有量がその値未満の場合、表示の対象としない)が新しく 1%未満となる物質を含有する物で、当該物質の含有量が重量の 1%(ベンゾトリクロリドは 0.5%)未満のもの
平成 20 年 11 月 30 日までは表示・文書交付規程が適用されない。
- (2) 新たに表示・文書交付の対象となるもののうち施行の際に現存するものの取り扱い(改正により新たに規制対象となるもの)
新たに追加となった表示・文書交付対象物質及びその混合物
以外の物質で対象となる濃度範囲が拡大されたものであって新たに拡大された濃度範囲の混合物の在庫品等
平成 19 年 5 月 31 日までは表示・文書交付規程が適用されない。
- (3) 施行日に現存するものに係る標章の記載の取り扱い
平成 18 年 12 月 1 日において、現存する容器又は包装で改正前の規程に掲げる事項が表示されているもの
平成 19 年 5 月 31 日までは標章の記載の規程が適用されない。

表示・文書交付対象物質及びその裾切値の一覧は、下記の URL を参照して下さい。

(厚生労働省 H18.10.20 報道発表資料: <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/10/h1020-2.html>)

2. 油汚染対策ガイドライン

平成 18 年 3 月 8 日に開催された中央環境審議会 土壌農薬部会土壌汚染技術基準等専門委員会で『**油汚染対策ガイドライン**』が報告書としてとりまとめられました。

このガイドラインは、鉱油類を含む土壌(油含有土壌)に起因する**油膜**や**油臭**といった**生活環境保全上の支障の除去**を対象として、土地の所有者等がどのような調査や対策を行えばよいかなどについて取りまとめられたもので、油汚染問題の解決を図るための参考として活用されることをねらいとしています。

このため、何らかの基準値や規制値のようなものが決められているものではなく、このガイドラインが規制的な制約になることなく自主的な取り組み、対策に活用されるよう配慮が必要となります。

油汚染問題とは

このガイドラインにおいて油汚染問題とは、『**油含有土壌に起因して、その土壌が存在する土地においてその土地またはその周辺の土地を使用している又は使用しようとするものに油臭や油膜による生活環境保全上の支障を生じさせていること**』を指しており、油含有土壌の存在自体を問題とするものではなく、また、地下水において井戸水等として利用されておらず油臭や油膜が問題となっているものでなければ油汚染問題としてとらえていません。

油汚染状況の捉え方 (TPH 濃度による)

油汚染問題が確認されたときには、油汚染の状況把握調査を行い、油汚染がどの程度のものなのか調査を行います。状況把握するにあたっては、人の嗅覚や視覚によって様々な状態の油が生じさせている油汚染問題を総体としてとらえることとし、それらの感覚を補完し関係者の共通理解を得るための手法として**全石油系炭化水素 (Total Petroleum Hydrocarbon: TPH) 濃度**が用いられます。

TPH 試験法の概要

主な TPH 試験法としては、水素炎イオン化検出器付きガスクロマトグラフ (GC-FID 法)、赤外分光分析法 (IR 法)、重量法 (ノルマルヘキサン抽出法) があり、この他に簡易測定法として検知管法などがあります。

名称	GC-FID 法	赤外分光分析法 (IR 法)	重量法 (ノルマルヘキサン抽出法)	簡易測定法
試験法の概要	試料中の油分を溶媒で抽出し、GC-FID に導入し分析する。	試料中の油分を溶媒で抽出し、赤外線吸収強度を測定する。	試料中の油分をノルマルヘキサンで抽出し、ノルマルヘキサンを揮発させた残分の重量を測定する。	検知管法など
試験法の特徴	標準を用いることで鉱物油であるか否かの判定や、油種の判別も可能。	鉱油類の油種の判別はできない。	鉱油類の油種の判別はできない。	用いる測定法の特徴を考慮した上で適切に使用することが必要。

これらの試験法が必ずしも全ての石油系炭化水素の測定範囲をカバーしているわけではないため、試験方法の選定に当たっては、油汚染問題の原因であるとされる鉱油類の情報等を参考にして各方法の適用範囲を留意したうえで、現場の状況に応じた試験方法を選定することが望ましいとされています。

3. 亜鉛に関わる排水基準等が強化されます

水生生物の保全の観点から、平成 15 年に生活環境項目として亜鉛の環境基準が追加設定されました。この維持・達成を図るため、その超過が全国的にみられること、汚染の未然防止が必要であること及び亜鉛の排出源の業種が多岐にわたっている等から、亜鉛の一律排水基準を強化することになりました。

以下の 4 つの省令に定められた亜鉛に係る基準が、いずれも **5mg/l** **2mg/l** に強化されます。

この改正省令の施行期日は平成 18 年 12 月 10 日が予定されています。

改正される省令	
	排水基準を定める省令 (別表第二 生活環境項目) ¹
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令 (別表第一)
	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 (別表第一)
	南極地域の環境の保護に関する法律施行規則 (別表第八)

1 ただし排水基準に対応することが著しく困難と認められる以下の 10 業種に属する特定事業場に対して施行後 5 年間に限って暫定的な排出基準 **5mg/l** が設定されます。

- | | |
|-----------------|---|
| 金属鉱業 | 非鉄金属第二次製錬・精製業 |
| 無機顔料製造業 | 建設用・建設用金属製品製造業 (表面処理を行うものに限る。) |
| その他の無機化学工業製品製造業 | 溶融めっき業 |
| 表面処理鋼材製造業 | 電気めっき業 |
| 非鉄金属第一次製錬・精製業 | 下水道業 (~ に属する工場又は事業場から排除される下水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定のものに限る。) |

また、水質汚濁防止法施行令別表第一第 74 号特定事業所から排出される水 (公共用水域に排出されるものを除く) の処理施設についても暫定排水基準が適用されます。

なお、改正法令施行前に対象となっているものについては、猶予期間が 6 ヶ月間設けられています。(については平成 19 年 3 月 31 日までの間で許可を受けているものは 6 ヶ月間)

また、補完的に企業の自主的な取り組みが重要であるとの観点から、企業が積極的に行うことが有効な取り組みとして、次のような答申（平成 18 年 4 月中央環境審議会）があげられています。

現状において比較的低濃度（1mg/l 未満）で亜鉛を排出している特定事業場については、その維持に努める。
現状において比較的高濃度で亜鉛を排出している特定事業場については、排水処理施設の維持管理の徹底に加え、工程全体を考えた管理の徹底に努める。
その他、企業はより一層自主管理の徹底に努める。

4. エコドライブ推進月間について

エコドライブ“環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用”の取り組みとして、2006 年 6 月にエコドライブ普及連絡会（警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省）が「エコドライブ普及・推進アクションプラン」を取りまとめ、普及・推進を図っています。このアクションプランでは、行楽シーズンであり、自動車に乗る機会が多くなる 11 月を「エコドライブ推進月間」と位置づけました。

また、エコドライブ普及連絡会では、この「推進月間」を機に、エコドライブの重点項目の見直しを行い、効果及びやりやすさを考慮して最も勧めたい項目として『エコドライブ 10 のすすめ』を新たに策定しました。



<エコドライブ 10 のすすめ>

ふんわりアクセル「e スタート」
「やさしい発進を心がけましょう」
加減速の少ない運転
「車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう」
早めのアクセルオフ
「エンジンブレーキを積極的に使いましょう」
エアコンの使用を控えめに
「車内を冷やしすぎないようにしましょう」
アイドリングストップ
「無用なアイドリングをやめましょう」

暖機運転は適切に
「エンジンをかけたらすぐ出発しましょう」
道路交通情報の活用
「出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう」
タイヤの空気圧をこまめにチェック
「タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう」
不要な荷物は積まずに走行
「不要な荷物を積まないようにしましょう」
駐車場所に注意
「渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう」

これらの 10 項目のうち、走行時の主な行為についてエコドライブを実施すると、15%程度燃費が改善することとなります。例えば、燃費が 10km/L の車の場合、エコドライブをすることにより 11.5km/L になります。

これは、ガソリン代が 140 円/L とすると、122 円/L で給油したことと同じになります。すなわち、1L あたり約 18 円得をすることになります。エコドライブの詳細については、下記の URL を参照して下さい。

（チーム・マイナス 6% / エコドライブ：<http://www.team-6.jp/ecodrive/10recommendation/index.html>）

財団法人 上越環境科学センター

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地
TEL:025-543-7664 FAX:025-543-7882
E-mail: info@jo-kan.or.jp
URL: <http://www.jo-kan.or.jp>
担当: 業務課 / 中嶋・森・長崎

【編集一口メモ】

グローバル化に伴い規格の統一が一段と進んできています。国際化に向けた視点を持ち、ローカルに行動することはそう簡単ではありません！問題が発生してから対処する受け身の体質から、事前に自主的に取り組むポジティブな体質への転換も同じようにそう簡単ではありません。最後はトップの姿勢と個々のやる気ですか？（by:Y.K）

ご意見・ご感想などをお寄せいただければ幸いに存じます。

編集担当：下鳥・柗木